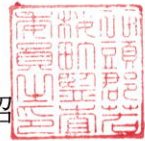


若桜町監査告示第8号

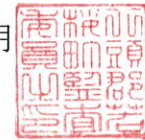
地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和7年2月27日

若桜町監査委員 谷口 秀昭



若桜町監査委員 梶原 明



記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 令和7年2月26日（水）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲
 - (1) 令和6年7月11日に実施した財政援助団体等の監査結果における指摘事項等に係る現状等について
 - ① 監査の範囲：教育委員会
 - ② 監査の方法：監査の結果に係る現状、改善状況について、職員から口述又は提出された資料を基に説明を求め、確認した。
 - (2) 令和5年度若桜町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査意見について（回答）（令和6年10月10日付若桜町総発565号）における指摘事項及び留意、検討を要する事項にかかる検討結果及び今後の改善実施計画等について
 - ① 監査の範囲：指摘事項及び留意、検討を要する事項にかかる検討結果及び今後の改善実施計画等1～8の全ての事項。
 - ② 監査の方法：指摘事項及び留意、検討を要する事項に係る現状、改善状況について、職員から口述又は提出された資料を基に説明を求め、確認した。
 - (3) 総務課、企画政策課、地籍調査課・教育委員会、地域整備課の事務事業について
 - ① 主な事業の進捗状況等について
特に必要と思われる事業について、職員から口述又は提出された資料を基に説明を求め実施した。

- 4 監査の着眼点 (1) 財政援助団体等の監査結果における指摘事項等について、報告のとおり事務事業が執行されているか。
- (2) 令和5年度若桜町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査意見について(回答)(令和6年10月10日付若桜町総発565号)における指摘事項及び留意、検討を要する事項にかかる検討結果及び今後の改善実施計画等について、事務事業の進捗管理がされているか。
- (3) ①について、法令を遵守して事務事業が執行されているか。
- 5 監査の結果 3 (1)、(2)、(3)について、特に指摘事項なし。

以上